

軌道運送高度化事業の概要

- 地域公共交通活性化・再生法上に盛り込まれたLRTに関する上下分離制度(軌道運送高度化事業)により、事業者のインフラ整備負担を軽減した上で効率的な整備と整備後の安全運行・安定経営を確保することができるようになった。

制度面

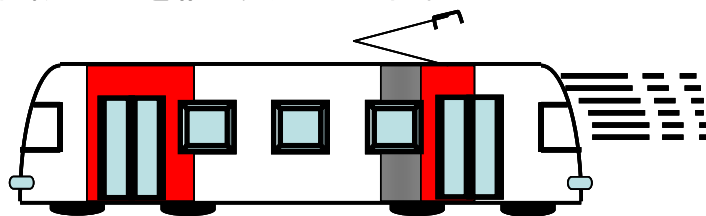
* LRTの運行を行う事業者は、「軌道運送事業者」の特許を取得。

安全性、継続性を確保するため、上下間の契約、体制等を大臣認定の際にチェック

* LRTの施設を整備、保有する地方公共団体等は、「軌道整備事業者」の特許を取得。

軌道運送事業者

施設(※)を借り受けて運行。



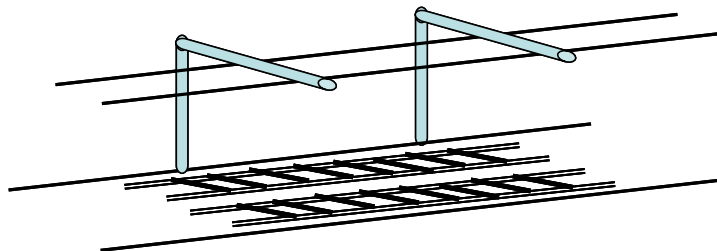
施設の貸付け

貸付料の支払い

使用条件(賃料等)、管理責任に関する契約

軌道整備事業者(地方公共団体等)

線路・電気設備・信号施設などの施設(※)を建設し、保有。



財政面

* 国や地方公共団体が車両購入費等を補助

* 国が地方公共団体等の施設整備主体に対して建設費等を補助

(※)車両を含む場合も想定しうる。